



結婚新生活を応援します

結婚に向け最後の一步を踏み出せない方への支援として、結婚新生活支援補助金を支給します。

問い合わせ／総合政策課（内線2237）



主要要件／次のすべてを満たす

方 ○平成28年4月1日～平成29年2月28日に婚姻届を提出し、受理された夫婦 ○昭和41年4月2日以降に生まれた夫婦 ○平成27年中の夫婦の合計所得が300万円未満であること（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合は、最後に離職又は転職した月の次の月における所得に12を乗じた金額。貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得から年間返済額を控除した金額） ○対象となる住居及び夫婦の住民票が鴻巣市にあること ○他の公的制度による住宅補助を受けていないこと

① 住宅の取得費用

対象期間／平成28年4月1日～平成29年2月28日
補助金額／上限18万円
対象経費／次の①～③の費用

対象期間中に、結婚を機に

新たに取得した住宅に係る経費を対象とする ※不動産の登記簿謄本を添付してください

② 賃貸費用

対象期間中に、結婚を機に新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料・敷金・礼金（保証金含む）・共益費・仲介手数料を対象とする（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当分については補助対象外）※賃貸借契約書を添付してください

③ 引越し費用

対象期間中の引越しに伴う経費を対象とする（自らレンタカーを借りて引越した場合や友人に頼んで引越した場合を対象外）※領収書を添付してください

申込み／平成29年2月28日までに、総合政策課に備えの申請書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入のうえ、同課へ持参



平成28年 6月定例会

議長に中野昭氏、
副議長に金子雄一氏、
監査委員に坂本国広氏を選出



議長
中野 昭 氏



副議長
金子 雄一 氏



監査委員
坂本 国広 氏

